

○豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報 の保護に関する条例

制定 平成18年11月27日 条例第10号

改正 平成20年3月6日 条例第1号

平成27年11月16日 条例第4号

平成28年7月22日 条例第4号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集等の一般的制限（第4条）

第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等（第5条—第9条）

第3節 個人情報の利用及び提供（第10条—第14条）

第3章 個人情報ファイル（第15条）

第4章 自己情報の開示等

第1節 自己情報の開示請求（第16条—第29条）

第2節 訂正、削除等の請求（第30条—第48条）

第5章 苦情処理及び救済手続（第49条—第52条）

第6章 雑則（第53条—第55条）

第7章 罰則（第56条—第62条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機

関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例（平成18年組合条例第9号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

(5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の役割）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集等の一般的制限

（収集等の一般的制限）

第4条 実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集し、保有し、又は利用してはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき又は実施機関が豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であって、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等

（収集方法の制限）

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の

目的（以下「利用目的」という。）及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めのあるとき。
- (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 実施機関が審査会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、審査会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(安全確保の措置等)

第6条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 実施機関は、保有又は利用の必要がなくなった保有個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(職員等の義務)

第7条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(処理委託に係る安全確保の措置等)

第8条 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第6条第1項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、受託者に対し、受託業務に係る保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(受託者等の義務)

第9条 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3節 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第11条及び第29条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のもに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めのあるとき。
- (3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (6) 実施機関が審査会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、第2項第4号から第6号までの規定に該当することにより保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、審査会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

5 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、組合規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(外部提供に係る安全確保の措置等)

第11条 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反して

いると認めたとき又はそのおそれがあると認めたときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。

(外部提供を受けた者等の義務)

第12条 第10条第2項の規定により外部提供を受けたものは、当該外部提供を受けた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第12条の2 実施機関は、保有特定個人情報を目的外利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を目的外利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定に該当することにより保有特定個人情報を目的外利用したとき（本人の同意がある場合を除く。）は、審査会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、第2項の規定により保有特定個人情報を目的外利用したときは、組合規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(保有特定個人情報の外部提供の制限)

第12条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を外部提供してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めのあるとき又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。）があるとき。

(2) 実施機関が審査会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めたとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

第14条 実施機関は、前条ただし書の規定により電子計算機が通信回線により接続された場合において、漏えい等によって個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル)

第15条 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ管理者に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 記録する個人情報の項目
- (4) 記録の対象となる個人の範囲
- (5) 記録する個人情報の収集方法
- (6) その他組合規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 特定の事務の処理に付随する資料等の送付又は連絡のために利用する簡易な個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録したもの
- (2) 試験的又は一時的に用いるもの
- (3) 実施機関が使用者として職員の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録したもの
- (4) 前3号に準ずるものとして組合規則で定めるもの

3 実施機関は、第1項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ管理者に届け出なければならない。

4 管理者は、届出を受けた個人情報ファイルについて、組合規則で定める事項を公示しなければならない。

5 管理者は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

第4章 自己情報の開示等

第1節 自己情報の開示請求

(開示請求権)

第16条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満15歳以上の者であるときは、本人の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求をすることができる。

- (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
- (2) 死者の配偶者、子及び父母（以下「配偶者等」という。）であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の

権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて開示請求を認めた者 審査会の意見を聴いて認めた範囲の情報

（開示請求の手続）

第17条 開示請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、組合規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、組合規則で定めるところにより、実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 実施機関は、保有特定個人情報の開示請求を除き、本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、組合規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。

5 実施機関は、保有特定個人情報の開示請求にあっては、代理人による開示請求を認めるものとする。

（自己情報の開示義務）

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第16条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項、第20条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記

述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 組合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 組合の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若

しくはその発見を著しく困難にするおそれ

イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，組合又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

オ 他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ

(6) 実施機関の要請を受けて，開示しないと条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって，当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。

(7) 開示することにより，人の生命，健康，生活又は財産の保護，犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

(8) 法令等の規定により，又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により開示することができない情報

(部分開示)

第19条 実施機関は，開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において，不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る自己情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，開示しても，開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第20条 実施機関は，開示請求に係る自己情報に不開示情報（第18条第8号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該自己情報を開示することができる。

2 実施機関は，前項の規定により第18条第2号に掲げる情報を開示しようとする場合には，開示請求者以外の個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の

配慮をしなければならない。

(開示請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第21条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときには、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び自己情報の開示の実施に関し組合規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び組合規則で定める事項を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第23条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に開示決定等をしないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があつたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第24条 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日（第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係

る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの自己情報について開示決定等をする期限

2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等をしていないときは、同号の残りの自己情報について不開示決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第25条 開示請求に係る自己情報に組合、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他組合規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他組合規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第18条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第20条第1項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第26条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録

されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して組合規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては組合規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 実施機関は、自己情報を開示することにより、当該自己情報が記録されている行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第19条の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。

4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

（開示請求の特例）

第27条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第17条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求をすることができる。

2 前項の規定により開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、当該実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（第16条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があつたときは、第22条及び前条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。

（費用負担）

第28条 自己情報の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

2 開示請求に係る自己情報が記録されている行政文書（第26条第3項に規定する行政文書を複写したもの及び電磁的記録にあつては同条第2項の組合規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、組合規則で定める。

（他の制度との調整）

第29条 この節の規定は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている保有個人情報にあつては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第2節 訂正、削除等の請求

(訂正請求権)

第30条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがあると思料するときは、その訂正を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として訂正請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて訂正請求を認めた者 審査会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(訂正請求の手續)

第31条 訂正請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) 請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、組合規則で定める事項

2 前項の請求書には、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付しなければならない。

3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、組合規則で定めるところにより、実施機関に対し、訂正請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

5 実施機関は、保有特定個人情報の訂正請求を除き、本人が訂正請求をするこ

とが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、組合規則で定めるところにより、代理人による訂正請求を認めることができる。

6 実施機関は、保有特定個人情報の訂正請求にあつては、代理人による訂正請求を認めるものとする。

(利用及び外部提供の停止)

第32条 実施機関は、訂正請求があつたときは、第35条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(自己情報の訂正義務)

第33条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第34条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する決定等)

第35条 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部を訂正しないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び組合規則で定める事項を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第36条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第31条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等をするができないときは、訂正請求があつた日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に

対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 訂正請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に訂正決定等をしないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（訂正決定等の期限の特例）

第37条 訂正請求に係る自己情報が著しく大量であるため、訂正請求があつた日から起算して60日（第31条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について訂正決定等を行う期限

- 2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

- 3 訂正請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が訂正決定等をしないときは、同号の残りの自己情報について第35条第2項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（訂正の実施）

第38条 実施機関は、第35条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により自己情報の訂正を行ったときは、その旨を訂正請求者に通知しなければならない。

（外部提供先への通知）

第39条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の外部提供を受けたものに対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（削除等請求権）

第40条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目的外利用の中止又は外部提供の中止（以下「削除等」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第5条の規定に違反して収集されているとき、第10条若しくは第12条の2の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止
- (2) 第10条又は第12条の3の規定に違反して外部提供され、又はされようとしているとき 当該自己情報の外部提供の中止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による削除等の請求（以下「削除等請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として削除等請求をすることができる。
 - (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
 - (2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて削除等請求を認めた者 審査会の意見を聴いて認めた範囲の情報

（削除等請求の手続）

第41条 削除等請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 請求の趣旨及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、組合規則で定める事項
- 2 前項の場合において、削除等請求をする者は、組合規則で定めるところにより、実施機関に対し、削除等請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による削除等請求にあっては、削除等請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、削除等請求をした者（以下「削除等請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関

は、削除等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 実施機関は、保有特定個人情報の削除等請求を除き、本人が削除等請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、組合規則で定めるところにより、代理人による削除等請求を認めることができる。

5 実施機関は、保有特定個人情報の削除等請求にあつては、代理人による削除等請求を認めるものとする。

(利用及び外部提供の停止)

第42条 実施機関は、削除等請求があつたときは、第45条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(自己情報の削除等義務)

第43条 実施機関は、削除等請求があつた場合において、当該削除等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行わなければならない。ただし、当該自己情報の削除等を行うことにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(削除等請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第44条 削除等請求に対し、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該削除等請求を拒否することができる。

(削除等請求に対する決定等)

第45条 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部又は一部の削除等をするときは、その旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部の削除等を行わないとき（前条の規定により削除等請求を拒否するとき及び削除等請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、削除等を行わない旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の削除等をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び組合規則で定める事項を付記しなければならない。

(削除等決定等の期限)

第46条 前条第1項及び第2項の決定（以下「削除等決定等」という。）は、削除等請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第

41条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に削除等決定等を行うことができないときは、削除等請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 削除等請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に削除等決定等を行わないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部の削除等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(削除等決定等の期限の特例)

第47条 削除等請求に係る自己情報が著しく大量であるため、削除等請求があった日から起算して60日（第41条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて削除等決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、削除等請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に削除等決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に削除等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について削除等決定等をする期限

2 削除等請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 削除等請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が削除等決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第45条第2項の規定による自己情報の全部の削除等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(削除等の実施)

第48条 実施機関は、第45条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の削除等を行ったときは、その旨を削除等請求者に通知しなければならない。

第5章 苦情処理及び救済手続

(苦情処理)

第49条 何人も、実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦

情があるときは、組合規則で定めるところにより、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）があったときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正措置を講じなければならない。
- 4 実施機関は、苦情の申出があった場合は、前項の規定により是正措置を講じるときを除き、審査会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

（審理員による審理手続の適用除外）

第49条の2 開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第50条 開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等について行政不服審査法の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第52条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（訂正請求に係る自己情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る自己情報の全部を訂正することとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求に係る削除等決定等（削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る自己情報の全部の削除等をするときとするとき。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添付してしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第51条 前条第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は削除等請求者（これらの者が審査請求人又

は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者
(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第52条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第6章 雑則

(国等との協力)

第53条 管理者は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応じるものとする。

(運用状況の公表)

第54条 管理者は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第55条 この条例の施行について必要な事項は、組合規則で定める。

第7章 罰則

第56条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第8条第1項の受託業務若しくは第10条第2項の規定により外部提供を受けたものの当該外部提供に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第57条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第58条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第59条 第56条に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。

第60条 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して、第56条、第57条又は前条の違反行為

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例

をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第61条 第56条から第59条までの規定は、組合市以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第62条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対し、50,000円以下の過料を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報ファイルの届出については、第15条第1項中「設置しようとするときは、あらかじめ管理者に対し」とあるのは「現に設置しているときは、管理者に対し」と読み替えて同条の規定を適用するものとする。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、保有及び利用については、この条例の相当規定により行った個人情報の収集、保有及び利用とみなす。
- 4 この条例の施行の日から郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日の前日までの間における第18条第2号の規定の適用については、同号ウ中「特定独立行政法人」とあるのは、「特定独立行政法人及び日本郵政公社」とする。

附 則（平成20年3月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年11月16日条例第4号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条中豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第18条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月22日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。